

宮津市公報

令和5年10月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

- 24 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例 1

告 示

- 101 宮津都市計画下水道の変更に係る図書の縦覧 1
102 介護保険事業者（第1号訪問事業）の指定 1

公 告

- 38 令和5年度宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項 2
39 公示送達 5
40 公示送達 5
41 農用地利用集積計画の縦覧 5
42 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る関係書類の縦覧 5

水 道 企 業

《上下水道告示》

- 7 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新 5
8 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止 7

《上下水道公告》

- 2 舞鶴市及び宮津市上下水道事業窓口業務等委託の受託候補者の公募型プロポーザル 7
3 京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道の事業計画の変更案の縦覧 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集 10

公 平 委 員 会

《規 則》

- 3 宮津市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則 10

農 業 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市農業委員会定例総会の招集 11

条 例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 24 号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「、同表ごみ類の部大型ごみの項を削」を削る。

附則ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第 101 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、宮津都市計画下水道を変更した。

なお、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 都市計画の決定に係る土地の区域

(1) 昭和 59 年宮津市告示第 57 号、平成 4 年宮津市告示第 47 号、平成 16 年宮津市告示第 3 号及び平成 28 年宮津市告示第 8 号及び令和 4 年宮津市告示第 3 号の土地の区域に追加する部分

宮津市字獅子小字池町、小字清次郎谷、小字丸山及び小字ムクノコ谷

(2) 昭和 59 年宮津市告示第 57 号、平成 4 年宮津市告示第 47 号、平成 16 年宮津市告示第 3 号、平成 28 年宮津市告示第 8 号及び令和 4 年宮津市告示第 3 号の土地の区域に変更する部分

宮津市字漁師並びに字宮村小字辻ノ尾、小字辻ノ谷及び小字中

2 閲覧場所

宮津市建設部上下水道課（本館南棟 2 階）

— * * * —

宮津市告示第 102 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者を次のとおり指定した。

令和 5 年 9 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 介護保険事業所番号 2673300220

2 事業所の名称 ケアサービス のんの のんな

3 事業所の所在地 京都府京丹後市大宮町河辺 1050 番地

4 指定申請者 株式会社 nonno nonna

代表取締役 岡垣 良雄

5 主たる事務所の所在地 京都府京丹後市大宮町河辺 1050 番地

6 指 定 年 月 日 令和5年9月1日

7 サービス事業の種類 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

公 告

宮津市公告第38号

宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項

令和5年度宮津市職員採用試験【後期試験】を次のとおり実施します。

令和5年9月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 試験区分、受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方
土木技術職	次のいずれかに該当する方 ①昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方 ②昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方で、民間企業等で職務経験（土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。）がある方
保健師	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和6年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

※ 「保健師」において、免許等を取得見込みで受験した方が、令和6年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(2) 採用予定者数

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
土木技術職	若干名
保 健 師	若干名

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 3 次 試 験
-----	-----------	-----------	-----------

日 時	令和5年10月22日(日) 午前9時00分(午前8時50分集合)	令和5年11月中旬	令和5年12月中旬
場 所	宮津市地域ささえあいセンター (宮津市字鶴賀 2109-2)	—	宮津市役所

■ 受験人数の状況により、会場等を変更する可能性があります。

3 試験方法及び内容

(1) 1次試験

○試験科目・試験方法・内容

基礎試験 (いずれかの試験 を選択)	【一般教養試験】 マークシート方式・出題数 40 題・試験時間 2 時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	【SPI試験】 マークシート方式・試験時間 1 時間 50 分 言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力の測定等
自己アピール試験	自らの経験や意欲等をアピールする記述・試験時間 30 分
提出書類	自己アピールシート(様式指定)に記入の上、1次試験当日に1部持参

(2) 2次試験

WEB面接(Zoom使用)

※WEBでの対応が困難な場合は、別途対応いたします。

(3) 3次試験

個別面接(最終面接)

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	11月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
第2次合格発表	11月下旬(予定)	
最終合格発表	12月下旬(予定)	

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、令和7年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和6年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和5年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	①受験申込書(写真は、申込前6か月以内に撮影した上半身前向き) ※基礎試験において受験する試験(一般教養試験またはSPI試験)を選択して申込みしてください。 ②最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書 ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。
------	--

提出書類	※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。 ④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。） ※取得見込で受験される方は受験申込時には不要
提出方法	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、郵送してください。
申 込 先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館 3 階）

（注） 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードして A 4 版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上、提出することもできます。（ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp>）

8 受験申込みの受付期間

令和 5 年 9 月 4 日(月)から令和 5 年 10 月 2 日(月)まで

〈受付時間〉午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

- ※ 郵送の場合は、10 月 2 日(月)〔締切日〕午後 5 時までに到着したものに限り受け付けます。
- ※ 受験票は、募集期間終了後、受験申込書に記入されたメールアドレス宛てに送信します。第 1 次試験日当日は、受験票を印刷の上、ご持参ください。10 月 12 日(金)までにメールが届かない場合は、職員係までお問い合わせください。
- ※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。
- ※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。
- ・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能です。

9 給与等

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	185,200 円	167,100 円	154,600 円

- ※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。
- ※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第 1 次試験	不合格者	総合順位及び 総合得点	各合格発表の 日から 2 週間	宮津市役所本館 3 階（総務 部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日 を除く、午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで）
第 2 次試験		総合順位		
第 3 次試験				

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館 3 階）

〒626-8501 宮津市宇柳縄手 345 番地の 1 直通番号 (0772) 45-1603

代表番号 (0772) 22-2121 内線 231・232

【参 考】

地方公務員法第 16 条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* * *

宮津市公告第39号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年9月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第40号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年9月14日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第41号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和5年9月12日付け宮農委第40号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年9月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年9月20日

至 令和5年10月10日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第42号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次により縦覧に供します。

令和5年9月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の縦覧開始の日

令和5年9月29日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

水 道 企 業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第7号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条第2号の規定により告示する。

令和5年9月29日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定 第 S 07089 号	上田電気設備	与謝郡与謝野町字岩滝840番地1	上田 英明	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 07091 号	山下管工開発株式会社	舞鶴市字円満寺143番地	代表取締役 山下 裕文	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 07093 号	林建設株式会社	京丹後市弥栄町黒部3487番地	代表取締役 林 右沢	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 07096 号	三幸ガス株式会社	宮津市字本町824番地	代表取締役 岡本 泰明	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 07097 号	下野住工	京丹後市大宮町口大野1743番地の5	下野 豊	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08098 号	三富設備	与謝郡与謝野町字弓木294番地3	三富 義隆	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08099 号	株式会社よぞ電工	与謝郡与謝野町字岩滝2118番地	代表取締役 佐戸 仁志	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08101 号	山崎電気株式会社	与謝郡与謝野町字四辻858番地	代表取締役 山崎 道哉	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08103 号	株式会社杉建	与謝郡与謝野町字石川537番地の3	代表取締役 杉本 孝史	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08104 号	さくら設備	福知山市長田小字大谷208番地の62ベルロードA105	小谷 勝己	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08106 号	株式会社ミシマ	綾部市並松町上番取23番地	代表取締役 三嶋 章智	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08109 号	長島住設	京丹後市峰山町長岡580番地の11	長島 慶太	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 08110 号	有限会社ヒカワ	福知山市字堀1714番地の1	代表取締役 日川 有広	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 09113 号	有限会社藤本工業	福知山市字京19番地	代表取締役 藤本 敦志	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 09114 号	小田電機商会	与謝郡与謝野町字岩滝1810番地	小田 敏雅	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 09115 号	大槻冷熱設備有限会社	福知山市篠尾新町4丁目100番地	代表取締役 大槻 幸一	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 09116 号	北都建設株式会社	宮津市字小寺772番地	代表取締役 辻井 浩之	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 09117 号	田中電気設備	宮津市字日置2056番地の1	田中 茂嗣	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 12121 号	株式会社アクアテック	福知山市字猪崎3412番地	代表取締役 三穂 恭規	令和10年9月29日
宮水道指定 第 S 12122 号	エンジニアリング畑中	京丹後市丹後町筆石111番地	代表 畑中 一則	令和10年9月29日

* * *

宮津市上下水道告示第 8 号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第 2 号）第10条の規定により告示する。

令和 5 年10月 2 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第 S07095号

- (1) 名 称 小牧配管所
- (2) 所 在 地 京丹後市大宮町口大野75番地の 5
- (3) 代 表 者 代表 小牧 寛
- (4) 廃止年月日 令和 5 年 9 月29日

指定番号 宮水道指定第 S08105号

- (1) 名 称 タニグチ電工
- (2) 所 在 地 与謝郡与謝野町字幾地1178番地の 1
- (3) 代 表 者 谷口 明
- (4) 廃止年月日 令和 5 年 9 月29日

指定番号 宮水道指定第 S11120号

- (1) 名 称 南北熱機工業株式会社
- (2) 所 在 地 舞鶴市字北吸963番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 奥村 一郎
- (4) 廃止年月日 令和 5 年 8 月23日

* * *

《公 告》

宮津市上下水道公告第 2 号

舞鶴市及び宮津市上下水道事業窓口業務等委託の受託候補者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和 5 年 9 月 25 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

1. 業務概要

(1) 名称

宮津市上下水道事業窓口業務等委託（以下「本委託業務」という。）

(2) 委託内容

別紙「宮津市上下水道事業窓口業務等委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2. 価格

(1) 見積上限額

金 200,000 千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

※ただし、消費税等の税率は、10 %で積算すること。

※上記価格を超える提案は、審査の対象から除外する。

3. 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加事業者」という。）に必要とされる資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと(更正手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、2 市において入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、2 市において契約に関する暴力団等排除要綱に基づく入札参加等除外措置を受けていないこと。
- (6) 2 市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあっては都民税）の滞納がないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム ISMS (ISO/IEC27001)又はプライバシーマーク JISQ15 001 など情報セキュリティに関する第三者機関の審査による認証を取得していること。
- (9) 給水人口 5 万人以上の水道事業体で類似業務の継続した 3 年以上の受託実績があること。
- (10) 2 市での同時受託が可能なこと。
- (11) 別紙「仕様書」に記載されている実務経験者及び資格の保有者を配置できること。

4. 参加申込書の提出

参加事業者は、公募型プロポーザル参加申込書(以下「参加申込書」という。)**【様式第 1 号】**と次に掲げる添付書類各 2 部を提出しなければならない。

(1) 本要項、仕様書及び提出書類の様式等の取得方法

ア 取得方法

本市又は舞鶴市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可発行 3 か月以内のもの)

イ 納税証明書(市町村民税の滞納のない旨の証明書)(写し可発行後 3 か月以内のもの)

納税証明書(消費税及び地方消費税の滞納のない旨の証明書)(その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれか写し可発行後 3 か月以内のもの)

ウ 業務実績が確認できるもの(様式任意)。

エ 情報セキュリティに関する第三者認証が確認できるもの(様式任意)。

オ 会社概要(資本金、売上高、社員数、本・支店、営業拠点など)がわかるもの(会社案内等パンフレットでも可)。

カ 「仕様書」に記載されている資格証の写し

(3) 提出期限

令和 5 年 10 月 6 (金)午後 5 時必着

(土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

(4) 提出場所

京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1 宮津市建設部上下水道課管理係

(5) 提出方法

持参又は郵送(電子メール及び FAX は不可。)

5. 参加資格の審査等

第3に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書により通知する。

- (1) 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格があること及び企画提案書提出の要請
- (2) 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がないこと及びその理由

6. 企画提案書等の内容及び提出方法

企画提案書の提出を要請された参加事業者は、2市の仕様書により企画提案書を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

舞鶴市及び宮津市上下水道事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領に記載

(2) 提出期限

令和5年11月6日(月)午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は不可とする。

(4) 提出場所

4に同じ

7. 企画提案書の審査方法及び評価基準

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定を公平かつ公正に実施するため2市共同で「上下水道事業窓口業務等委託事業者選定評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、事業者によるプレゼンテーションを受けた上で審査及び評価を行う。

8. プレゼンテーションの実施日時

企画提案書等を提出後、各企画提案者と調整する(11月第4週を予定)。

※日時・場所等の詳細については、企画提案書提出後に調整する。

6の(1)において提出された提案書によるプレゼンテーションを実施する。

9. 選定結果の通知

選定結果は、全参加事業者に対し文書で通知する。

10. 担当部署

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1

宮津市建設部上下水道課管理係

TEL 0772-45-1635 (直通)

FAX 0772-25-1691

E-mail アドレス kanri@city.miyazu.kyoto.jp

ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp>

* * *

宮津市上下水道公告第3号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道の事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に意見書を提出することができます。

令和5年9月20日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

1 下水道の名称

京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道

2 予定処理区域

昭和60年京都府告示第104号、平成2年京都府告示第292号、平成4年京都府告示第768号、平成6年京都府告示第665号、平成9年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18年京都府告示第28号、平成21年京都府告示第175号、平成28年宮津市告示第12号及び令和4年宮津市告示第10号の事業地のうち京都府宮津市字漁師並びに字宮村小字辻ノ谷及び小字中を変更し、同事業地に字獅子小字池町、小字清次郎谷、小字丸山及び小字ムクノコ谷を追加する。

3 工事着手及び完成予定年月日

工事着手予定年月日 昭和60年2月26日

工事完成予定年月日 令和10年3月31日

4 事業計画の案の縦覧場所

宮津市建設部上下水道課(本館南棟2階)

5 縦覧期間

令和5年9月20日(水)から令和5年10月4日(水)まで

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第14号

令和5年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月22日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和5年9月26日(火)午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

公平委員会

《規 則》

宮津市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月14日

宮津市公平委員会

委員長 豊 浦 嘉 治

宮津市公平委員会規則第3号

宮津市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

宮津市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和39年公平委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別紙様式中「昭和」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 5 年 9 月 5 日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和 5 年 9 月 12 日（火）午前 9 時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（ミップル 3 階）第 1 コミュニティルーム
- 3 議 題
 - 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第 32 号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第 33 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について
 - 議案第 34 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改定について